

年次調査のための報告書

有機農産物及び有機加工食品の小分け業者

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 齋藤修殿

記入日 年 月 日

名称及び代表者氏名				印
認定番号				
住所もしくは所在地				
電話		ファックス		
担当者				
E-Mail				

* 認定生産行程管理者や小分け業者には、年一回以上、監査を受けることが義務付けられています。
この監査を、年次調査と呼んでいます。

* 年次調査予定月の前々月の10日を目途に、必要事項を記入し提出してください。

I、変更の有無についての報告

認定後もしくは前回の調査以降、下記項目についての変更の有無を記入してください。変更がある場合、変更点を明確にして、新しい内容を示した書類を添付してください。

項目	変更の有無		変更した場合で添付する書類の名称
小分け、格付けの表示のための施設 (保管等の委託がある場合は委託施設を含む)	変更有り	変更なし	
代表者	変更有り	変更なし	
小分け責任者	変更有り	変更なし	
小分け担当者	変更有り	変更なし	
格付の表示担当者	変更有り	変更なし	
格付の表示の行う農林物資	変更有り	変更なし	
内部規程の見直しを行いましたか	実施	未実施	変更の有無ではなく、見直しを実施したか、否かを記載して下さい。
見直しの結果、下記の規程の変更が必要となりましたか			

小分けしている有機食品と同一種類の非有機食品の小分けは、ありますか。

ない ある

2. 製品に量目の表示を行っている場合で、秤の校正はどうしていますか。（該当箇所には○）

2年に一回の検定を受けている

分銅などにより適正な目盛を示すことを確認している

何もしていない

VI、小分けの方法について

小分けの実際の業務について、最近時の日にちを選び、その日におこなった小分けの作業記録を添付してください。

①特定の小分けロットを選び

当該ロットの原料の受入、保管の記録

当該ロットの小分け作業の記録（機械・器具の洗浄の記録）

当該ロットの格付表示の記録

当該ロットの出荷の記録

②施設の防虫・防鼠の記録（7月—9月の実施記録提出のこと。特におこなっていない場合は、なしとして報告）

③使用しているすべての商品の表示サンプル

*コピーや写真でもかまいませんが、JASマークの実際の大きさがわかることと記載している文章などがすべて読めるようにして下さい。

*JASマークを単独で印刷されている場合は、JASマークのサンプル。

追記1：認定生産行程管理者が格付の実績報告を行う場合の農産物の区分

(2013年改訂の2013年の分類)

① 野菜（タケノコ、大麦若葉、明日葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む）

② 果実

③ 米

④ 麦

⑤ そば

⑥ 大豆

⑦ その他豆類（落花生を含む）

⑧ 雑穀類（トウモロコシ、きび、アマランサス等）

⑨ ごま

⑩ 緑茶（荒茶）

⑪ その他茶葉（紅茶の生葉、ルイボス等）

⑫ コーヒー生豆

⑬ ナッツ類（栗を含む）

⑭ さとうきび

- ⑮ こんにゃく芋
- ⑯ パームフルーツ
- ⑰ きのこと類
- ⑱ 桑葉
- ⑲ 植物種子（ひまわりの種、菜種、亜麻の種等）
- ⑳ 香辛野菜、香辛料原料品（ハーブを含む）
- 21 カエデの樹液
- 22 その他の農産物（①～21 及び 23 以外）
- 23 米ぬか（小袋詰めして販売した場合）

（注記）：米糠は加工食品に分類されています。農林水産省への報告では加工食品の項目で報告します。加工食品ですが、例外的に有機農産物の生産行程管理者や有機農産物の小分け業者（精米業者）に格付の表示が認められていますので、この用紙で報告いただけるように有機中央会が独自でこの項を設けたものです。

追記2：認定生産行程管理者および製造業者が格付の実績報告を行う場合の加工食品の区分

（2013年改訂、2013年分類）

- ① 冷凍野菜
- ② 野菜びん・缶詰
- ③ 野菜水煮
- ④ 野菜飲料
- ⑤ その他野菜加工品（乾燥果菜類、若葉加工品を含む）
- ⑥ 果実飲料
- ⑦ その他果実加工品（ドライフルーツ、ジャム等）
- ⑧ 茶系飲料
- ⑨ コーヒー飲料
- ⑩ 豆乳
- ⑪ 豆腐
- ⑫ 納豆
- ⑬ みそ
- ⑭ しょうゆ
- ⑮ 食酢（バルサミコ酢を含む）
- ⑯ 小麦粉
- ⑰ その他の麦粉（ライ麦粉等）
- ⑱ パスタ類
- ⑲ 米加工品（発芽玄米、もち、せんべい、米ぬかを含む）
- ⑳ その他穀類加工品（シリアル、パン、麦茶等）
- 21 ごま加工品
- 22 ピーナッツ製品（落花生油を除く）
- 23 その他の豆類の調製品
- 24 乾めん類

- 25 緑茶（仕上茶）
- 26 その他の茶（紅茶、ルイボス茶等）
- 27 コーヒー豆
- 28 ナッツ類加工品（甘栗を含む）
- 29 こんにゃく
- 30 食用植物油脂（オリーブオイル、ごま油を含む）
- 31 砂糖
- 32 糖みつ・その他の糖類（メイプルシロップを含む）
- 33 香辛料（ハーブティーを含む）
- 34 牛乳
- 35 畜産物加工食品（34以外）
- 36 その他の加工食品（①～35以外の加工食品）

以上

改訂履歴

版	改訂事項	改訂日
第1版	制定	2000年6月18日
第2版	変更の有無の項目を変更：認証委員会決定	2003年12月20日
第3版	有機農産物、有機農産物加工食品の分類変更	2005年3月
第4版	理事長の交代の伴う変更	2005年5月15日
第5版	改正 JAS 法施行に伴う改訂	2006年2月20日
第6版	改正 JAS 法にもとづく再認定終了者のことを考慮した文言を挿入	2007年8月14日
第7版	農産物及び加工食品の区分を 2007 年版に変更	2008年4月1日
第8版	2006年改正 JAS 法による認定取り直しに関する意思の確認に係る項目を削除、関連質問を追加。メールアドレス欄を追加	2009年7月19日
第9版	1頁下の解説に小分け業者を加える。タイトルに有機加工食品の小分け業者も入れる	2010年11月5日
第10版	施設の変更の有無の項に保管などの委託施設を含むことを明記 有機農産物及び有機加工食品の分類を更新	2013年7月31日